

独立した監査法人の分別管理の法令遵守に関する保証報告書

令和4年3月31日

フィデリティ証券株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

業務執行社員 公認会計士

大田 茂 

当監査法人は、金融商品取引法第43条の2第3項の規定に基づいて、分別管理の法令遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）に記載されている、フィデリティ証券株式会社（以下「会社」という。）が令和3年12月31日現在において、以下に掲げる金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項並びに関連法令・規則（以下「法令」という。）を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張について合理的保証業務を行った。

- ・ 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- ・ 金融商品取引法施行令第16条の15
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- ・ 平成19年8月金融庁告示第56号から第58号

分別管理に対する経営者の責任

会社の経営者は、法令を遵守して顧客資産の分別管理を行い、日本証券業協会の「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」（以下「規則」という。）第2条に準拠して経営者報告書を作成する責任を有している。

当監査法人の責任

当監査法人は、独立の立場から、会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していた旨の経営者の主張に対する結論を報告する責任を有している。

当監査法人は、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第54号「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針」に準拠して合理的保証業務を行った。合理的保証業務は、試査を基礎として行われ、経営者が顧客資産の分別管理のために整備した内部統制の理解及び経営者が実施した顧客資産が分別管理されていたことを確かめるための手続の検討も含んでいる。

当監査法人は、合理的保証業務の結果として結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

結論

当監査法人は、会社が令和3年12月31日現在において、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張が、全ての重要な点において法令及び規則に準拠して記載されているものと認める。

本報告書の利用制限等

当監査法人が行った合理的保証業務は、会社による法令の遵守や顧客資産に関する法律的な判断を提供するものではない。

また、当監査法人が行った合理的保証業務は、試査の適用、内部統制の限界等の理由により合理的保証業務固有の限界があり、令和3年12月31日時点のみを対象として実施したものである。したがって、本報告書はそれ以外のいかなる時点に対して何ら結論の報告をするものではない。

なお、本報告書は、会社と日本証券業協会の利用に供することを目的として作成されたものであり、その他の第三者の利用を目的としたものではない。したがって、本報告書の内容の全部又は一部の引用を行ってはならない。本報告書に関し、当監査法人は、その帰責事由の有無を問わずその他の第三者に対して何ら責任を負うものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以上